

「子どもの権利・子どもの人権について」

(改訂版)

於 NPO「こどもの教育」幼児教育部門
豊島区民センター6階文化ホール

2007年8月19日(日)

弁護士 吉峯 康博

1. はじめに

- (1) 「密室」はキーワード。取調べ、少年審判、家庭、夫婦生活、手術室など。学校は？
「可視化」もキーワード。プライバシーの権利
- (2) 「善意」とは？
ひどい、つらい、害になる etc. かどうかは、子どもの立場から見る。
セクハラ、児童虐待・いじめなど子どもや被害者の視点・立場で。
- (3) 地球規模の視点が大切
「地球市民」「国際化」
- (4) 「目線」もキーワード。「同じ高さの目線」「目の高さ」
- (5) 校則、義務教育、親権、不登校（登校拒否）、人権などについて、子どもたち、親や教師の誤解が多い。

2. 各論

(1) 登校拒否

- 私や、L.O. (法律事務所) のパートナー (経営者、計3人) は全員不登校児だった！
私…年長組になったら行かなくなった。私が「行きたくない」と言うと、母は「なぜなの？」と聞き、すぐ分かってくれた。
M氏…小学校はほとんど行っていない。
近所の若者が勉強を教えてくれた。エピソード。
- 子どもたちに「子どもにも人権がある」と言うと、子どもは「エー！本当？」と言う。子どもは「一人前でないし、税金も払っていないので『人権』はない。」と言う大人も沢山いる。

(2) 男女平等と女性のエンパワーメント、女性の権利！！

- ①言葉の問題。21年以上前までの三省堂の新明解国語辞典 (現在は6版、最も売れている辞典) の例。
「女性」大体において若い女を指す

「老婆」年をとり過ぎて年齢の古さだけが目立つ婦人
「老人」人生の盛りを過ぎ、精神的にも肉体的にもかつてのたくましさの無くなった人
「大年増」女盛りをとくに過ぎた、40代くらいの婦人
「貞淑」[夫の身持・態度のいかにかわらず] いったん嫁いだ以上は夫を第一に立て、子女の教育に生涯を傾け、他に心を動かされないこと
「じじい」[世間を知りすぎているので、けむったい] 老人
「悪妻」[第三者から見て] 夫の出世（研究・考案など）のためにならないと思われる妻

使おう新しい言葉を！

②男女間賃金格差の問題

男性の賃金を100とした場合の男女間賃金格差の国際比較（出典：厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/11/s1129-3c8.html>）

日本（2001年）65.3%
アメリカ（2001年）76.0%
イギリス（1999年）80.6%
ドイツ（1993年）74.2%
フランス（1998年）79.8%

③「女は産む機械」発言 柳澤厚生労働省大臣の発言

④国連のウィーン本部では「日本はどうして買春の需要が多いのか。日本男性は特別なのか」と言われている。「買春天国日本」は有名である。

国連の本部は、ニューヨーク（総会、女性の地位など）、ジュネーブ（人権）、ウィーン（犯罪、原子力）と3カ所ある。子どもたちが見学する。

⑤従軍慰安婦。米国の下院決議。こういう動きは広がると思う。

⑥子どもの性的搾取

様々な場面で起きる。学校、収容施設、売春宿、セックスツアー、インターネット、人身売買など。

(3) 冤罪（えん罪、無実の罪）

大人のえん罪は話題に。映画『それでもボクはやってない』はヒット作。これはDVDで発売された。テーマは痴漢えん罪事件。私も痴漢えん罪事件をやったことがある。子どもは横川和夫・保坂渉共著『ぼくたちやってない』（共同通信社）、堀内夏子『勝利の朝』（小学館）。

大人も子どもも、誰でもえん罪になりうる。代用監獄＝ダイヨウカンゴク（国際語になっている。警察の留置場のこと。）はえん罪の温床である。

ジュネーブ（国連本部）で、拷問禁止条約（144カ国が批准）の日本の審査が2007年5月にあった。審査に先立って日弁連代表団は『それでもボクはやってない』の上映会を行った。委員会は、代用監獄（＝ダイヨウカンゴク）の廃止のための法改正など画期的勧告。「精神的拷問」も「拷問」である。

①集団暴走行為（「八王子暴走族事件」は間違い）えん罪事件（資料1「集団暴走行為冤罪事件取調状況録音テープ反訳書等」）。水増し事件である。堀内夏子『勝利の朝』（小学館）の「テープは語る」吉池弁護士の始末記参照。

②大阪老女強盗殺人えん罪事件（1979年）

小学校6年生（11才）が事件から約9ヶ月たって「自白」した。法学セミナー増刊『少年非行』（日本評論社）232頁

③綾瀬母子殺人えん罪事件（資料3～5、参考文献1『ぼくたちやってない』）

●1988年11月、マンションの一室で母と小学1年生が絞殺され、金員が強取された事件が発生。翌1989年4月（約5ヶ月後。事件は迷宮入りしかけていた。）、事件当時中学3年生（登校拒否児だった）だった少年3人が任意同行後、逮捕される。長時間の取調べ、切り違い尋問等により、3少年とも「自白」。A少年は検察官での弁解録取段階、勾留質問時に否認に転じたが、警察に戻って再度「自白」する。同年5月13日、家裁送致後、逮捕後初めて面会ができた家族にA少年が「やってない」と否認し、付添人団（9人）が選任され、その後、B、Cも否認に転じる。C少年のアリバイ、被害者宅から盗んだとされるブローチ、自白調書の任意性、信用性を争点として、鑑別所における観護措置を取り消し、調査官観護に切り替えて在宅で審理を続け、同年9月13日、3少年とも「非行事実なし不処分」決定。審判廷で証言した証人を警察が再び呼び出し、事情聴取を行う事態が生じ、人身保護請求を行って、解放を勝ち取った。また、裁判官に対する忌避申立を行い、東京高裁がこれに対して初の判断を示した。

●私は新聞を読んで「マンションの5階が現場なのに、C少年はマンションの1階で『見張り』をしていた」というのは大変おかしいと思った。

④痴漢えん罪事件

痴漢は山のようにいる。常習者も多い。しかし、えん罪事件も多い。私も、痴漢えん罪事件を明らかにしたことがある（大人の事件）。被害者は少女だったが、父親は私の説得に応じ「告訴」を取り下げられた。被疑者は、勤務先の理解があり無事復帰できた。

⑤石神井連続ひったくり事件（少年キャッチボール事件、検察官からの再送致事件）

家庭裁判月報43巻10号62頁『少年法判例百選』（有斐閣）34頁

⑥学校における教師によるえん罪も、よくある。学校で物がよく盗まれる。

(4) 非行(資料9、資料10、参考文献3『家裁調査官のスケッチブック』、4『歌を忘れたカナリヤたち』、5『非行少年と弁護士たちの挑戦』、6『少年裁判官ノオト』、16『少年犯罪と向きあう』 「少年事件」という。

①DCI (Defence for Children International) によると、世界で100万人の子どもが軽い罪のために勾留されているという。

日本はどうか? 一般事件は毎年約17万~20万件であり、毎年約15000人逮捕・勾留され、そのうち約4000人強に付添人(弁護士)がついている。

万引きをどう見るか?

②子どもの権利条約40条、社会復帰させることが社会の安全につながるという考え方、「社会に復帰し、社会において建設的な役割を担う」

少年非行とは—犯罪少年・触法少年・ぐ犯少年

不良行為少年という概念は? 深夜徘徊(半数)

③成長発達権(過ちを犯しながら自ら成長していく権利)

少年事件は、子どもの人権・教育を考える宝庫であり、大人の人権感覚が鋭く問われる。

a 「非行」のバックグラウンドには児童虐待・体罰があったり、いじめっ子が実は被害者であったりする。

b 「過ちを犯したとき、見逃すことや許すことが優しさではない。過ちには必ず被害者と被害が伴う。子どもは、自らの過ちに向き合いながら乗り越えて育つ。この成長発達権を少年法は中核としている…過ちを犯した少年が徹底的に自分に向き合うという内的闘いの保障はなかなか理解されていない。」(安藤博 茨城キリスト教大学教授『週刊教育資料』2005年12月12日号13頁)

c 少年の非行防止に関する国連ガイドライン(リヤド・ガイドライン) 5項

5項(f)・・・青少年を・・・「非行少年」・・・と烙印をする(ラベリング)ことは、かえって青少年の好ましくない行動を持続させる・・・

③大人の刑事裁判との違い

a 捜査段階(警察・検察)は、現実には、ほぼ成人と同じ扱いがされている。

b 有罪証拠が、全部、事件とともに、家庭裁判所へ送られる。

裁判官は、事前に全部有罪証拠を見ている。戦前の旧刑事訴訟法と同じ。裁判官は、真っ黒な心証を初めから持っている。 調書は、警察・検察の作文である。また、弁護士も調書を作り提出できる。

←→大人の刑事裁判 起訴状一本主義、予断排除の原則。伝聞法則(刑事訴訟法)

c 裁判(審判という)は、非公開 法22条2項、規則29条「審判の席には、少年の親族、教員、その他相当と認める者に在籍を許すことができる。」

- d 検察官は、一定の場合以外立ち会わない。
家庭裁判官調査官の制度、教育的処遇 etc.
- e 鑑別結果通知書（鑑別所技官の調査結果及び意見）
少年調査票（調査官の調査結果と意見。赤ちゃんの時から調べる。甘いところか厳しい。）
- f 処分の種類（審判不開始、不処分－8～9割 ex.あるケースー、試験観察、保護観察－約1万8000人、児童自立支援施設・児童養護施設送致、少年院送致－約5000人、少年刑務所）
- g 処遇 更生とは？

④被害者の問題

- 被害者の供述調書を加害少年に読んでもらうケース、示談の場所に加害少年の若い妻を連れて行った事案などの実務上の工夫。
- 1985年に国連の犯罪被害者等についての基準が出来ている。日本は大変立ち後れている問題である。
- 「子どもの犯罪被害者及び証人に関するガイドライン」が2005年国連でできた。松井仁弁護士（福岡）の試訳ができています。
- 犯罪被害者に関する新しい法律が最近できたが、さらなる「改正」が問題になっている。

⑤警察の不当・違法行為

警察の「子ども観」は元来「少年群は、偶然の結果・・・違法行為を犯すに至った者と、その主な原因が素質的な反社会性の表れと見るべき者がいる。後者は矯正することが一応不可能で再犯を犯す。」（山下力「少年非行と警察」）というものであり、警察は「一般少年と非行少年は区別できないから少年少女を『教育』する。」と張り切っている。

⑥教師、元教師、福祉関係者、地域の人（『プリキの勲章』能重真作など、毎年約200～300人）、親の付添人活動（年50～100人位）

裁判所の許可があるが、もっと活用すべき。

付添人活動のマニュアルは、日弁連（JFBA）、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（『新・少年事件実務ガイド』現代人文社 2007年）、大阪弁護士会等から良書が出ている。

⑦ケース

- a 傷害致死
- b レイプ
- c 恐喝（資料9『「騙された」付添人！』（少年問題ネットワークメールマガジン月刊「少年問題」）

- d わいせつ
- e 傷害
- f 無免許・過失傷害
- g 窃盗

(5) 「いじめ」(資料6～8)

①歴史的に見ることが極めて大切である。

a 1985年 鹿川裕史君事件(中野富士見中事件)について(資料6、7)

私は代理人の一員として約8年間民事訴訟(被告は東京都、中野区、加害児童の親)を闘った。

約9ヶ月毎日「いじめ」られ(使い走り)、盛岡駅のトイレで自殺した。藤崎担任は、自殺の約7ヶ月前に、父母に「いじめられる傾向がある・・・」との手紙を書いており、いじめの事実をかなり知っていたと思われる。津田玄児編著『子どもの人権新時代』日本評論社1993年拙文を参照。

「家の人、そして友達へ

突然姿を消して申し訳ありません

(原因について)くわしい事についてはAとかBとかにきけばわかると思う俺だってまだ死にたくない。だけどこのままじゃ「生きジゴク」になっちゃうよ、ただ、俺が死んだからって他のヤツが犠牲になったんじゃないじゃないか だからもう君達もバカな事をするのはやめてくれ、最後のお願いだ。

1986年2月1日 鹿川裕史

「葬式ごっこ」では、色紙にクラスのほぼ全員(サインしなかったのは4人。全員女子)と他クラス数名の合計42人、担任を含め4人の教師が行った寄せ書きが、牛乳びんに生けた花、みかんとともに鹿川君の机の上に置かれ、線香をたいて弔辞が読まれた。

b 1994年 大河内清輝君事件について

大河内清輝君(当時中学2年生)が同級生などに長期間恐喝と暴行を受け自殺した。

遺書は「今日持っていくお金がどうしても見つからなかったし、これから生きていても…」

父大河内祥晴さんは、「話しても仕方がないから自分で解決するしかないと思っている。・・・学校はどうするべきか。・・・親も『その話をしちゃいけない』とふたをする。大人のエゴで子どもが考える機会を奪ってしまう。子どもは色々思

